

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公開番号】特開2012-35336(P2012-35336A)

【公開日】平成24年2月23日(2012.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2012-008

【出願番号】特願2010-174673(P2010-174673)

【国際特許分類】

B 2 4 B	27/06	(2006.01)
B 2 8 D	5/04	(2006.01)
H 0 1 L	21/304	(2006.01)
C 1 0 M	107/42	(2006.01)
C 1 0 M	173/02	(2006.01)
C 1 0 M	129/34	(2006.01)
C 1 0 M	129/42	(2006.01)
C 1 0 M	129/08	(2006.01)
C 1 0 M	129/16	(2006.01)
C 1 0 M	145/26	(2006.01)
C 1 0 M	105/14	(2006.01)
C 1 0 M	105/18	(2006.01)
C 1 0 M	107/34	(2006.01)
C 1 0 M	125/26	(2006.01)
C 1 0 N	10/02	(2006.01)
C 1 0 N	20/04	(2006.01)
C 1 0 N	20/06	(2006.01)
C 1 0 N	30/00	(2006.01)
C 1 0 N	40/22	(2006.01)

【F I】

B 2 4 B	27/06	H
B 2 8 D	5/04	C
H 0 1 L	21/304	6 1 1 W
C 1 0 M	107/42	
C 1 0 M	173/02	
C 1 0 M	129/34	
C 1 0 M	129/42	
C 1 0 M	129/08	
C 1 0 M	129/16	
C 1 0 M	145/26	
C 1 0 M	105/14	
C 1 0 M	105/18	
C 1 0 M	107/34	
C 1 0 M	125/26	
C 1 0 N	10/02	
C 1 0 N	20/04	
C 1 0 N	20/06	Z
C 1 0 N	30/00	Z
C 1 0 N	40/22	

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月11日(2013.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) ポリビニルピロリドン、および、ビニルピロリドンを含む共重合物から選ばれる少なくとも一種類以上の水溶性高分子、ならびに、(B) 水を含有するとともに、遊離砥粒を含まない固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。

【請求項2】

前記(A)成分の重量平均分子量が、2,000~1,000,000である、請求項1に記載の固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。

【請求項3】

前記(A)成分の含有量が、固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液全体の質量を100質量%として、0.02質量%以上7質量%以下である、請求項1または2に記載の固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。

【請求項4】

さらに、(C)多価カルボン酸のアルカリ塩を含有する、請求項1~3のいずれかに記載の固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。

【請求項5】

前記(C)成分の含有量が、固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液全体の質量を100質量%として、0.01質量%以上10質量%以下である、請求項1~4のいずれかに記載の固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。

【請求項6】

さらに、(D)グリコール類、グリコールエーテル類、および、ポリオキシアルキレングリコール類からなる群から選ばれる一種以上を含有する、請求項1~5のいずれかに記載の固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。

【請求項7】

前記(D)成分の含有量が、固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液全体の質量を100質量%として、0.1質量%以上95質量%以下である、請求項1~6のいずれかに記載の固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。

【請求項8】

加工液の粘度が25で50mPa·s以下である、請求項1~7のいずれかに記載の固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。

【請求項9】

シリコンウエハの切断加工に用いられる、請求項1~8のいずれかに記載の固定砥粒ワイヤソーー用水溶性加工液。